競争入札参加者心得（電子入札用）

豊島区

（趣旨）

第１条　この心得は、適切な入札執行のために、豊島区（以下「区」という。）が東京電子自治体共同運営電子調達サービス電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（資格確認及び指名の取消し）

第２条　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下これらを「資格確認を受けた者」という。）は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当するときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

２前項に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第３条　資格確認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消すことができる。

(1) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成２０年８月１日付　総務部長決定）に定める取扱要件に該当する者

(2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にした者又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(5) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用

した者
(8) 豊島区暴力団等排除措置要綱（平成２１年３月６日　総務部長決定）により入札参加除外措置を受けている者

第４条 資格確認を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことができる。

（入札保証金）
第５条 入札参加者は、その見積もる契約金額の１００分の３に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
(1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に区を被保険者として入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保険証券を区に提出したとき。
(2) 競争入札の参加者の指名において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
(3) 入札保証金に代えて担保を提供したとき。
　入札保証金の納付に代えて、豊島区契約事務規則第１３条に掲げるものを担保として提供することができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同規則第１４条に定めるところによる。

（入札保証保険証券の提出）
第６条　入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合においては、当該入札保証保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金の納付方法）
第７条 入札参加者が入札保証金を納付する場合は、第５条の入札保証金を区が指示した手続き及び期限により納付しなければならない。

（入札の基本的事項）
第８条 入札参加者は、区から提示された設計図、仕様書、工事数量表、契約書案、見本及び工事現場等契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。
２　設計図、仕様書、工事数量表等に誤記又は脱落があった場合におい

て、当該誤記又は脱落のあることが提示された書面等の相互の関係により明白であり、正当な表記が容易に推測されるものであるときは、落札者は契約締結の際、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3入札参加者は、入札の際に競争入札参加資格審査受付票に関し、区長より契約事務の委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）から提示を求められた場合には提出すること。

4　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額）をもって、落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、区が指示するものについては、必要な税を含めた金額を入札書に記載するものとする。

5入札は、総価により行わなければならない。ただし、区が単価契約等の特定の方法によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札の辞退）

第９条 資格確認を受けた者は、入札時までに入札を辞退することができる。

2入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札締切日時の前まで、電子入札システムを用いて辞退届を提出しなければならない。

3入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第１０条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

2入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4　入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

（入札）

第１１条 入札参加者は、電子入札システムを用いて、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに、入札書を提出しなければならない。

２　入札参加者は、区が入札の際に積算内訳書の提出を求めた時は、電子入札システムを用いて提出しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第１２条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札方式の変更）

第１３条 区がやむを得ない事由により電子入札の続行を困難と認めた場合は、従来の紙による入札方式に変更することができる。その際には、本心得は適用せず、競争入札参加者心得等に基づいて入札を行うことができる。

２入札参加者が第２条及び第３条に抵触したおそれがあるときなど、区が必要と認めるときは、競争入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、競争入札を公正に執行することができないと区が認定したときは、競争入札の執行を中止することがある。

３前項の規定により区が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

４競争入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

（開札）

第１４条 開札は、あらかじめ指定した日時に、当該入札事務に関係のない区職員を立ち会わせて行う。

（入札の無効）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書に記名押印に相当する電磁的記録のないもの
(4) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他に従わないで入力したもの
(5) 電子入札システムを不正に利用し、又は電子証明書を不正に使用して行ったもの
(6) 一般競争入札において事前に公表した予定価格を超える金額で入札されたもの
(7) 区が積算内訳書の提出を求めた場合において、積算内訳書を提出していないもののした入札
(8) 区が積算内訳書の提出を求めた場合において、入札書に記載した金額と積算内訳書の合計額に相違があるもの
(9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）
第１６条　次の各号に掲げる者は、これを落札者とする。
(1) 区の支出の原因となる契約については、第１７条から第１９条の適用を受ける場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) 区の収入の原因となる契約について、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札をした者

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）
第１７条　工事又は製造その他についての請負（物品の調達を除く。以下「工事等その他請負」という。）の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その者を落札者（落札者及び落札予定者をいう。以下同じ。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

（低入札価格調査制度）
第１８条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その

者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査することとなったときは、その者は、当該調査に協力するものとする。

（最低制限価格の設定）

第１９条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、第１７条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者等とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（くじによる落札者等の決定）

第２０条　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記載したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第２１条 開札した場合において、落札者があるときは、その者に対し落札決定した旨を通知する。落札者がないときは、その旨を、電子入札システムを用いて通知する。また、入札参加者は、電子入札システムを用いて開札の状況を確認することができる。

（再度入札）

第２２条 開札した場合において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、電子入札システムを用いて入札者に通知し、再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している一般競争入札及び入札参加者全員の入札価格が最低制限価格未満である入札においては再度入札は行わず、不調とする。

２　前項の再度入札の回数は、原則として２回以内とする。

３　前回の入札において、第１５条の規定により無効とされた入札を行った者又は最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の価格で入札をした者は、再度入札に参加することができない。

４　入札者は、再度入札において入札を辞退するときは、再度入札締切

日時までに、電子入札システムを用いて辞退届を提出しなければならない。

（再度入札の入札保証金）

第２３条 前条の規定により再度入札をする場合においては、１回目の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えてなされた担保の提供を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（落札決定の取消し）

第２４条 落札者と決定された者（共同企業体等にあってはその構成員を含む。また、第２号にあっては、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を含む。）が次の各号のいずれかに該当することが、第２７条の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、区の特別の理由があるときを除くほか、当該決定を取り消す。

(1) 第２条第１項に該当したとき。
(2) 第３条各号に定める者に該当したとき。
(3) 第４条に定める事態に該当したとき。
(4) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

（契約書の作成）

第２５条 落札者は、速やかに契約書２通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。

２契約書の提出があったときは、区長が当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

（契約書の作成の省略）

第２６条 豊島区契約事務規則第４４条の規定により契約書の作成を省略する場合は、落札決定の後に、又はあらかじめ確認通知若しくは指名通知において指示する。

２前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、落札者は、請書１通を作成し、記名押印のうえ速やかに区に提出しなければならない。

（契約の確定）
第２７条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、区長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金の返還）
第２８条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、落札者に対しては次の各号の区分により、その他の者に対しては落札決定後、これを返還する。
(1) 当該入札に係る契約が、契約書の作成を要するものにあっては、前条に定める契約の確定後
(2) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後
２入札保証金の返還を受けようとする者は、入札保証金預書及び入札保証金還付請求書を提出するものとする。

（入札保証金に対する利息）
第２９条　入札保証金には利息を付さない。

（入札保証金の区への帰属）
第３０条 落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、区に帰属するものとし、入札保証金の納付に代えて提供された担保については、区がこれを執行するものとする。

（契約保証金）
第３１条 落札者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を、区に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。
(1) 落札者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
(2) 落札者が前払保証事業会社との間に区を被保険者とする保証証書を提出したとき。
(3) 物件の売払契約において、売払代金が即納されるとき。
(4) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
２　契約保証金に代わる担保
第５条第３号の規定は、契約保証金について準用する。

（心得　電子　2020-04-01）

（契約保証金の納付方法）
第３２条　契約保証金は、区の発行する納付書により納付しなければならない。

（履行保証保険証券の提出）
第３３条　落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、速やかにその保険証券を提出しなければならない。

（契約保証金に対する利息）
第３４条　契約保証金には利息を付さない。

（議会の議決を経なければならない契約）
第３５条　確認通知又は指名通知において、あらかじめ議会の議決を要する契約とされた場合においては、豊島区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例（昭和３９年３月豊島区条例第６号）の定めるところにより、議会の議決を経た上、契約を確定させる。

（前金払の対象、率、最高限度額等）
第３６条 前金払の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事並びにこれらの工事に係る設計及び調査（以下「工事等」という。）とし、入札条件として、当該工事等が前金払の対象工事である旨を明示したものについて行う。
２前項に規定する前金払の率及び最高限度額は、豊島区公共工事の前払金取扱要綱（昭和４９年４月１日区長決裁）第３条に規定する率及び同要綱第４条に規定する最高限度額とする。

（前金払に関する特約条項）
第３７条　前条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

（翌年度以降にわたる工事の特例）
第３８条　前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部について、翌年度以後に支払うことができる。

（前払金の請求）
第３９条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第５条の規定に基づき、登録

を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第２条第５項の保証契約を締結し、その保証証書（正本及びその写し）を区に提出しなければならない。

（中間前金払の対象、率、限度額等）

第４０条　工事等の中間前金払は、前金払を行った後、第３６条に規定する限度額の範囲内において、以下の要件に該当し、区の承認を受けたときは契約金額の２割を限度とした中間前金払をすることができる。ただし、第４４条に規定する部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることができない。

(1) 工期の２分の１を経過していること。

(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（前金払に関する特約条項）

第４１条　前条各号に規定する中間前金払の率、限度額等は、特記仕様書に明示されたところによる。

（翌年度以降にわたる工事の特例）

第４２条 中間前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、第３８条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、中間前払金の全部又は一部について、翌年度以後に支払うことができる。

（中間前払金の請求）

第４３条　中間前払金の請求については、第３９条の規定を準用する。

（部分払の対象）

第４４条　部分払は、入札条件として特記仕様書に明示したものについて行う。

（補則）

第４５条　この心得に定めのない事項については、区の指示するところによる。

（心得　電子　2020-04-01）